

令和5年度

いじめ防止基本方針



出水市立高尾野小学校

1 はじめ

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校のいじめ防止のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、市・教育委員会・学校・家庭・地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 「いじめ」とは

「法第2条」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 「いじめ」に関する基本認識

- (1) 未だにいじめがひとつの要因として考えられる自死（尊い命が失われている状況）が続いていることを重く受け止める。
- (2) いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く解決する」との基本的認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を寄り添うとともに、その意向も最大限くみ取りながら、迅速に誠意ある対応を行う。
- (4) いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (5) いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図る。

- (6) 過去にいじめがあった事例については、該当児童のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。
- なお、いじめを行った児童がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意する。
- (7) いじめ問題について、年間を通して全員で取り組む契機となるように、学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」や「命を考える週間」等を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。
- また、児童会活動等を通じて、児童がいじめ問題に主体的に取り組むことができるようにする。
- (8) 新年度の学級編制や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。
- (9) 「いじめ防止対策推進法」の施行により、「いじめ」は法的にも絶対に許されることではないこと等を、児童はもとよりその保護者、地域に対しても十分周知し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ未然防止に向けた取り組みを行い、いじめの根絶に努める。

4 いじめ防止対策について

(1) 基本的な考え方

ア 未然防止のために

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、①児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、②安心安全に学校生活を送ることができ、③規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものとなる。

イ 早期発見のために

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわります。

さらに、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有に努めます。

(2) 未然防止に向けた取組

① 人権同和教育を充実させ、児童一人ひとりの人権意識を高めていきます。

(具体策)

- ア 「いじめ問題を考える週間」や「命の尊さを考える週間」、「人権集中学習」などの取組を計画的に準備し、実践する。
- イ 「いじめ」の定義や「いじめ」の状況について具体的に捉え、学校全体が共通認識としていじめを捉えることができるようにする。
- ウ 「いじめゼロ宣言」を教室に掲示し、日々意識して生活することをおして、「いじめ」をしない、許さない雰囲気作りに努める。

② 学校全体で認め合い、助け合う雰囲気作りに努め、子どもたち一人ひとりの自尊感情を高めていく。

(具体策)

- ア 「児童の自尊感情を高めるための手立て」を研究テーマとし職員で研修を行う。
- イ 道徳の授業の在り方について研究し、道徳教育の充実を図る。
- ウ 児童が表現する場をより多く設定し、自信を持って学校生活を送れるようにし、ほめて育てる教育を推進する。

③ インターネット利用についての指導を計画的に行い、ネットトラブルやネットによるいじめをなくす。

(具体策)

- ア インターネット利用やメディアリテラシーについての指導を計画的に行う。
- イ 携帯やスマートフォン、インターネット等に関するトラブル、対応の仕方など保護者への啓発を計画的に行う。
- ウ ネットトラブルの現状や対処法、指導法等について職員自ら研修を深める。

④ 職員研修を充実させ、児童理解・指導力向上等のスキルアップに努める。

(具体策)

- ア 一人権同和教育や特別支援教育、カウンセリング技法等、児童理解に係る職員研修を行う。
- イ 児童一人ひとりが、自信を持って学習に取り組めるような、分かる授業を実践するための指導法の研修を行う。

(3) 早期発見に向けた取組

① 毎月1回のアンケート調査と教育相談を行い、子どもの声に耳を傾けます。

(具体策)

- ア 「セルフチェック」「学校楽しいーと」等、児童の状況を把握するためのアンケートを計画的に行う。
- イ アンケートをもとに、全員又は個々の児童との教育相談を計画的に進める。

② 「子どもを見守るための視点」をもとに、児童の様子を全職員で見守る。

(具体策)

- ア 「子どもを見守るための視点」をもとに、一日の学校生活の中で、子ども一人ひとりの様子を見守っていく。

③ 児童が相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、職員が児童の様子について情報交換を行えるような体制を整えていく。





(具体策)

- ア 毎週木曜日を校内巡回日「よりみちタイム」と定め、全職員で校内の様子を巡回し、危険な遊びやトラブルの早期発見に努める。
- イ 子どもたちが嬉しかったことや困っていることなどを気軽に話せるような雰囲気作りに努める。
- ウ いじめ等で不登校につながりそうな児童は「チーム支援シート」を作成し、指導・援助方針の共通理解と共通実践に努める。

(4) いじめ対策年間計画（具体例） □：教職員間の活動 ○：児童・保護者の活動

	活動・取組	ポイント
4月	<input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解 <input type="checkbox"/> いじめゼロ宣言の確認 【始業式】 <input type="checkbox"/> 学級開き・学級のルールづくり <input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の共通理解 <input type="checkbox"/> 保護者への基本方針の説明と啓発 【学級PTA】	<ul style="list-style-type: none"> ・学級のルール作り ・学校全体でいじめは許さない雰囲気をつくる ・4月中に学級の児童全員と個別の教育相談を行う。
5月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発 【PTA総会】 <input type="checkbox"/> 人権集中学習 <input type="checkbox"/> 行事（運動会）を通じた人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・体験的な人権学習を通して人権意識を高める。
6月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 携帯・インターネット調査 <input type="checkbox"/> 人間関係作り	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は児童の人間関係に変化が現れやすい。
7月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 「学校楽しいーと」の実施と分析 <input type="checkbox"/> いじめ問題アンケートの実施と分析 <input type="checkbox"/> いじめ対策基本方針における取組アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・対応策を見直す。
8月	<input type="checkbox"/> 人権同和教育・特別支援教育も含めた、児童理解のための研修。 <input type="checkbox"/> 取組評価を踏まえた活動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりのスキルアップを目指す。
9月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 命の尊さを考える週間の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学期はじめの児童の変化に留意する。
10月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 「学校楽しいーと」の実施と分析 <input type="checkbox"/> 行事（修学旅行・宿泊学習等）を通じた人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の実態を把握し、教育相談を行う。 ・児童の主体的な活動を保障し、自尊感情を高める。
11月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 一斉授業「道徳」 <input type="checkbox"/> 人権集中学習	<ul style="list-style-type: none"> ・エンカウンターの手法を用い、人間関係づくりを行う。
12月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> 人権週間の取組（集会・いじめゼロ宣言等） <input type="checkbox"/> 取組評価を踏まえた活動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・人権をテーマとした集会活動を通し、人権意識を高める。 ・対応策を見直す。
1月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応 <input type="checkbox"/> いじめ問題を考える週間の取組 <input type="checkbox"/> 児童理解のための研修	<ul style="list-style-type: none"> ・学期はじめの児童の変化に留意する。
2月	<input type="checkbox"/> 「セルフチェック」の実施と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童の実態を把握し、教育相談を行う。
3月	<input type="checkbox"/> 取組評価を踏まえた来年度の基本方針の見直し <input type="checkbox"/> 児童の様子等についての引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編成については、人間関係に十分に配慮する。

(5) いじめ防止に向けた日常の視点と指導のポイント

一日の過程	子どもを見守る視点と指導のポイント (※)
<p>登 校</p> 	<p><子どもの様子></p> <p>①表情 ②服装 (汚れ具合・乱れ等) ③持ち物 (整理整頓の様子) ④あいさつの声 ※ 体力づくりに取り組むように声かけをする</p>
<p>朝読書</p> 	<p><子どもの読書の様子></p> <p>※教師も子どもと一緒に読書をする。 ①子どもが読んでいる本 (マンガ・雑誌以外) ※読む本を準備していない子どもへの指導 (学級文庫ばかり読んでいる子どもなども)</p>
<p>集会活動</p>	<p><集合の際の態度></p> <p>①整列して移動 (体育館シューズの有無) ②無言での集合・整列 ③服装・身だしなみ ④話を聞く姿勢</p>
<p>委員会・係活動</p>	<p><活動の様子></p> <p>①移動時間 (移動までの行動・おしゃべりなど) ※活動しているかの確認をする (参加人数等) ②早く仕事が終わった後の行動 ※自分の仕事が終わったら手伝うようにさせる</p>
<p>朝の会 ※健康観察</p> 	<p><話し合いの様子></p> <p>①朝の歌を歌う態度 ②話の聞き方・意見発表の仕方 ③健康観察の際の声 ※欠席理由を確実に把握する。</p>
<p>授 業 中</p> 	<p><活動の様子・言葉遣い></p> <p>①始業前の準備 ※チャイムで始まり・チャイムで終わる ※始業に遅れてきた児童への指導 (理由の確認) ②始業のあいさつの声や姿勢 ③言葉遣い (批判・注意→称賛・励まし) ④身なりや授業中の態度・表情 ※学習への集中・理解度を把握する ⑤手遊び・落書き等 ※不必要な道具を机に出さない</p>
<p>準備の時間</p>	<p><用具の準備・子どもの様子・言葉遣い></p> <p>①計画的な準備 (学習用具の準備・トイレ) ②室内での過ごし方 ※学習用具を乱雑に使う遊びはさせない ③言葉遣い ④教室移動 (特別教室への移動は整列して行う) ※移動の際の廊下歩行の仕方 (話し声も含めて)</p>

給食指導（前半）



＜給食の準備・食事中の様子＞

- ①給食当番の服装（マスク・手洗いうがい）※担任が引率
- ②準備を待つ児童の様子（着席・読書）
- ③配膳の量（特定の子どもだけが多くならないように）
※まずは公平に配膳→個に合わせた配慮は教師が行う
- ④食事の際のマナー
- ⑤食べる様子の観察（偏食指導も含めて）
- ⑤時間配分（話をしないで食べる時間の設定など）

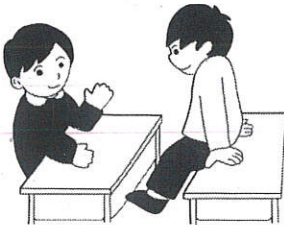
給食指導（後半）



＜給食の片付け・歯磨きの様子＞

- ①食器の状況（食べ汚し・扱い方）
- ②歯磨きの様子
※外階段や隣の教室の前など、担任の目が届かない場所で歯磨きをさせない
- ③待つ児童の様子（着席・読書等）
- ④当番による片付け
※担任が引率する
- ⑤給食台・牛乳パック保管・台ふきなどの状況

昼休み



＜活動の様子・言葉遣い＞

- ①遊びの様子（活動的な遊びは校庭・体育館で）
※職員の目が届かない場所では遊ばせない
※体育館の使用は職員が付く
※支援学級・特別教室等に許可なく入室させない
- ②遊んでいる友達の把握（遊ぶ友達の変化など）
※継続的に一人である様子の子には声をかける
- ③遊び方
※危険な遊びをしている児童には必ず指導する

清掃指導



＜活動・片付けの準備・言葉遣い＞

- ※教師も清掃を行いながら清掃指導に当たる
- ①作業の様子（いつも同じ作業をさせられていないか）
 - ②注意の言葉（互いに注意し合う際の言葉遣い）
 - ②用具の使い方・片付け方
※作業の見届けをし、悪ければやり直しをさせる

＜安全点検＞

- ①落書き・落とし物・遊具等の破損の状況

帰りの会

＜話合いの様子＞

- ①話の聞き方・発表の仕方
※称賛し合える場の設定
- ②持ち物の確認
※カバン棚・引き出しなどの整理整頓
※不要な物は持ち帰らせる。
※教科書等教室に置かせない

下校

＜子どもの様子＞

- ①表情 ②あいさつの声 ③持ち物
- ④下校時刻の徹底

5 いじめ対応について

(1) 基本的な考え方

いじめを発見したり・いじめの通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、まずは被害児童生徒を教職員一体となって全力で守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うよう努める。

また、いじめ問題の対応については教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関等とも連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち対応する。その際は、まずは、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち対応する。その際は、まずは、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

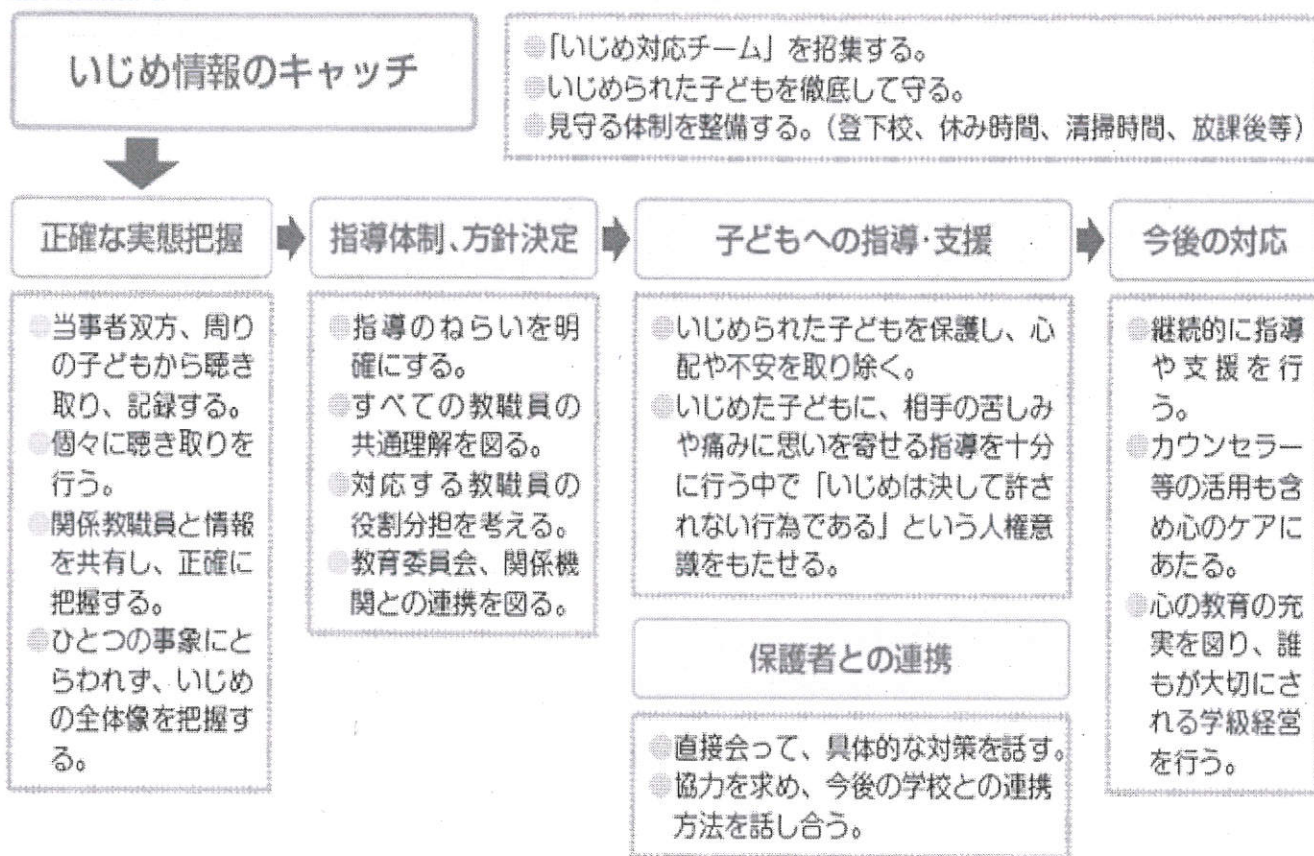
さらに、いじめを発見または通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、心の教育進委員会にて直ちに情報を共有し、その組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処することも検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめ対応マニュアル



(4) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援の在り方

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう支援します。

また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

また、いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。さらに状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、心のケアにも努める。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払うとともに、折りに触れ必要な支援を行う。

(5) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

また、児童の個人情報取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。さらに、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う、出席停止や警察との連携による措置をとるなど、毅然とした対応をすることも考慮する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

いじめの解決のためには、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう指導することが大切であり、そのために、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団の育成に努める。

(7) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関等との連携のもと、直ちに削除する措置をとる。

また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて地方法務局の協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し援助を求める。

さらに、県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なパトロールの状況報告を受け、児童及びその保護者へ対応する。